

第1回農地転用許可権限に係る指定市町村 の指定基準等に関する検討会

日 時：平成27年8月17日（月）16:00～18:00
場 所：農林水産省 第3特別会議室
(農林水産省内 本館7階 ドアNo.714)

会議次第

1 開会

2 議事

- (1) 委員長の選任
- (2) 指定基準の検討について

3 閉会

【配布資料】

・農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会開催要領

資料1 検討スケジュール

資料2 指定基準の検討について

参考資料 農業振興地域制度、農地転用許可制度等について

農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等 に関する検討会開催要領

平成27年7月31日付け府分推第77号
平成27年7月31日付け27農振第1166号

1 目的

平成27年1月30日に閣議決定された「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」において、「農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。」とされ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が6月26日に公布されたところである。

これを受けて、農林水産大臣が指定する市町村に係る指定基準等を検討するための有識者からなる「農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を内閣府及び農林水産省が共同して開催する。

2 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (3) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (4) 委員長は、必要に応じ委員長代理を指名することができる。
- (5) 委員の代理出席は、原則としてこれを認めない。

3 公開

- (1) 会議は公開とする。ただし、検討会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができます。
- (2) 議事概要は、原則として公開するものとする。

4 事務局

検討会に係る事務は、内閣府地方分権改革推進室及び農村振興局農村政策部農村計画課において処理する。

(別紙)

農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等
に関する検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

委 員

あんどう みつよし
安藤 光義 (東京大学大学院農学生命科学研究科准教授)

いわさき ゆみこ
岩崎 由美子 (福島大学行政政策学類教授)

くるみさわ よしき
棚澤 能生 (早稲田大学法学部教授)

こばやかわ みつお
小早川 光郎 (成蹊大学法科大学院教授)

すぎもと ひろぶみ
杉本 博文 (福井県池田町長)

すずき えいけい
鈴木 英敬 (三重県知事)

なかい のりひろ
中井 植裕 (東京工業大学大学院社会理工学研究科教授)

はやし ふみこ
林 文子 (横浜市長)

まきの みつお
牧野 光朗 (長野県飯田市長)

ゆのき しげお
柚木 茂夫 (全国農業会議所事務局長)

資料1

農地転用許可権限に係る指定市町村の指定基準等に関する検討会 検討スケジュール(イメージ)

	検討会	備考
7月		
8月	<p>第1回検討会 〔検討の進め方・基本的な考え方〕</p>	
9月	<p>第2回検討会 〔論点整理〕</p>	
10月	<p>第3回検討会 〔とりまとめ〕</p>	
11月		

指定基準の検討について

農林水産省

目 次

- ・ 農林水産大臣が指定する市町村の検討について P 1
- ・ 法案の国会審議における農地転用の権限移譲に係る主な質疑 P 2
- ・ 指定市町村の指定基準の具体化について P 3
- ・ 市町村の指定の手続等について P 6

農林水産大臣が指定する市町村の検討について

第5次地方分権一括法により改正された農地法においては、農地転用許可権限について、市町村からの申出を受けて、「農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村」に、都道府県と同様の権限を与えることとされている(農地法第4条等)。

この指定の基準に係る規定については、国会審議において、農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること等の3点を基本とし、具体的な内容等は検討会を立ち上げて検討する旨政府側から答弁(第5次地方分権一括法は本年6月19日に可決・成立)。

本検討会においては、このことを踏まえ、具体的な指定基準の内容、指定の手続等、農林水産大臣による市町村の指定に関し必要な事項を検討することとする。

(なお、農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発許可に係る指定市町村の指定についても、ほぼ同様の基準等となると考えられることから、併せて検討する。)

第5次地方分権一括法による農地法等の改正(農地法第4条等)	指定に関し、検討が必要な事項
○指定市町村(農地法第4条第1項) 農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村	[指定基準は、国会での審議を踏まえ、以下を基本として、その具体化を図る] ① 農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること ② 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること ③ 優良農地を確保する目標を定めること
○指定及び取消し(農地法第4条第7項) 指定市町村の指定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。	[指定及び取消しに係る手続] ① 指定の手続や都道府県等の関わり方 ② 指定の取消しの手続と考え方等

法案の国会審議における農地転用の権限移譲に係る主な質疑

《平成27年6月17日 参議院 地方・消費者問題に関する特別委員会》

【紙智子議員】

今回の改正で四ヘクタール以下が自治事務になるということです。要改善事案が増える可能性があると。自治事務というのであればやっぱり自治体に任せるべきで、地方自治に介入すべきではないと思うんですけれども、一方、こうした調査をせざるを得ないということであれば、地方自治体に移譲したことがそもそもよかつたのかということが問われることにもなると。ですから、大臣、これ自治事務にしてよかつたんでしょうか。

【石破大臣】

繰り返して申し上げますが、規制を緩和するものではございませんが、それを自治体に下ろしていくわけでございますから、転用許可を基準に従って適正に運用すると認められ、事務処理体制が整っており、何よりも優良農地を確保する目標を定めるという三つの要件を課すものでございます。そういうものを課した場合には、これを自治体が行っても、それは農地転用というものが、野方図にという言い方をしていいかどうか分かりませんが、そういうように基準というものを超えて行われるということは想像し難いものでございます。したがいまして、これを、今回のように権限を移譲するということは、それは適切なものであると私は考えております。

【紙智子議員】

地方の裁量で行う自治事務に介入するのであれば、これは国が関与する仕組みに戻すべきだと思うんですね。農地転用許可の権限というのは、これは都道府県に移譲されるだけではありませんね、今回、指定市町村にも移譲されるわけです。指定市町村というのはどういう市町村をいうのか、指定基準について教えていただければと思います。

【石破大臣】

繰り返しになりますて恐縮でございます。指定市町村につきましては、農地を守る意欲と執行体制を備えた市町村について農林水産大臣が指定することになっております。意欲と執行体制とは何かと申し上げれば、先ほどの御質問にお答えをしたとおりでございます。

【紙智子議員】

適正な運用だと農地を守るという点で意欲を持ってということは当たり前のことだと思うんですけれども、新たな制度をつくるのに、これ政令で決めると、政令で決めることになっているわけですね。有識者会議に一任するということになっているんですけども、これから新しいのをつくるのに、そういう形で一任するということではちょっと納得できないなと思うんです。これ、指定基準についてはどうなっているのか示してください。

【石破大臣】

基準につきましては、これから先、技術的な詳細の要件等につきまして、学識経験者、地方公共団体関係メンバーもメンバーに加えました検討会を農林水産省が立ち上げ、検討を行い、秋頃には結論を得るというふうに承知をいたしております。

指定市町村の指定基準の具体化について

指定基準の検討に当たっては、以下の視点から検討を進めてはどうか。

指定基準の基本となる考え方	検討のポイント
① 農地転用許可等を許可基準に従って適正に運用すると認められること	<ul style="list-style-type: none">○ 事務処理特例制度(※)により農地転用許可等を行っている市町村については、過去に許可(相当と)した案件について、法令による基準に違反した判断を行っていないこと等が考えられるが、例えば、以下のような事務の実施状況を踏まえて判断することとしてはどうか。<ul style="list-style-type: none">・ 地方自治法に基づく事務処理特例制度(農業委員会への再委任を含む。)による農地転用許可及び違反転用の是正措置の運用状況・ 農地転用許可が不要となっている道路・公園等の公共転用の状況・ 農地転用を目的とする農用地区域からの除外の運用状況○ 事務処理特例制度を活用せず、農地転用許可等を行っていない市町村については、例えば、以下のような事務の実施状況を踏まえて判断することとしてはどうか。<ul style="list-style-type: none">・ 農地転用許可が不要となっている道路・公園等の公共転用の状況・ 農地転用を目的とする農用地区域からの除外の運用状況等○ 法令による基準の適用判断について、国と市町村との間で見解が相違した場合には、どのように取り扱うべきか。

※「事務処理特例制度」とは、地方自治法に基づき、都道府県の条例により都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度(平成11年地方分権一括法により制度化)。権限移譲を受けた市町村においては、(一部の市町村、権限を除き)地方自治法第180条の2の規定に基づき農業委員会への事務の再委任が行われている。

指定基準の基本となる考え方	検討のポイント
<p>② 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていると認められること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事務処理特例制度により農地転用許可等を行っている市町村については、農地転用に係る事務処理について一定の経験年数を有する職員を配置していること等を基本とすることが考えられるが、配置される担当者の農地転用許可等の経験年数は何年程度とすべきか。 ○ 事務処理特例制度を活用せず、農地転用許可等を行っていない市町村については、どのように判断するのか。例えば、農業振興地域制度関係事務や農業委員会事務局担当としての経験を考慮して判断することとしてはどうか。 ○ 経験が浅い担当者については、農林水産省が実施する研修等の受講の状況やその担当者をサポートする体制を考慮することも必要ではないか。 ○ 農業委員会へ事務委任する場合は、農業委員会も含めた体制を見るべきではないか。 ○ 農地転用事案が少ない市町村については、求める体制の整備水準について配慮することが必要ではないか。

指定基準の基本となる考え方	検討のポイント
<p>③ 優良農地を確保する目標を定めること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優良農地を確保する目標の具体的な内容は、どのようにすべきか。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国が策定する「確保すべき農用地等の面積の目標等の基本的な方向」及び「都道府県の面積目標の設定基準」等に沿って、 <ul style="list-style-type: none"> ア 最近のすう勢(農用地区域からの農地の除外及び荒廃農地の発生)を踏まえ、 イ 施策の効果(農用地区域への編入や荒廃農地の発生抑制・再生等)等を勘案して、 一定の水準以上の当該市町村における確保すべき農用地等の面積の目標が定められていることを基本とすべきではないか。 ② 市町村の独自の事情はどこまで考慮すべきか。 <p>例:都市計画マスタープラン等の市町村の土地利用計画に基づく開発予定</p> ○ 面積目標の算定については、現状からの増減が基本になると考えるが、真に確保すべき農地を積み上げて目標を設定する市町村をどのように取り扱うか。

市町村の指定の手続等について

検討項目	検討のポイント
1. 指定の手続 <ul style="list-style-type: none">・ 都道府県知事の関わり方・ 農業委員会の関わり方	<ul style="list-style-type: none">・ 指定基準に該当するか否かの判断に当たっては、市町村の運用状況を把握する観点から都道府県の意見聴取が必要ではないか。・ 農業委員会は個別の許可申請に対して意見を付すこととなっており、市町村の指定に当たっての意見聴取手続は不要ではないか。
2. 運用状況の把握 <ul style="list-style-type: none">・ 指定市町村からの定期的な報告・ 国による実態調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 農地転用許可の状況や優良農地を確保する目標の達成状況を、毎年、国に報告してもらうこととしてはどうか。・ 指定市町村における個別の許可事務の運用状況は、国が毎年行っている実態調査において重点的に把握することとしてはどうか。
3. 指定の取消し <ul style="list-style-type: none">・ 指定取消しの判断基準・ 指定取消しの具体的な手續	<ul style="list-style-type: none">・ 指定基準に照らし合わせて指定の事由の有無を判断することとするが、2. による指定後の運用状況を踏まえて、どのような判断及び手続により指定の取消しを行うことが適当か。

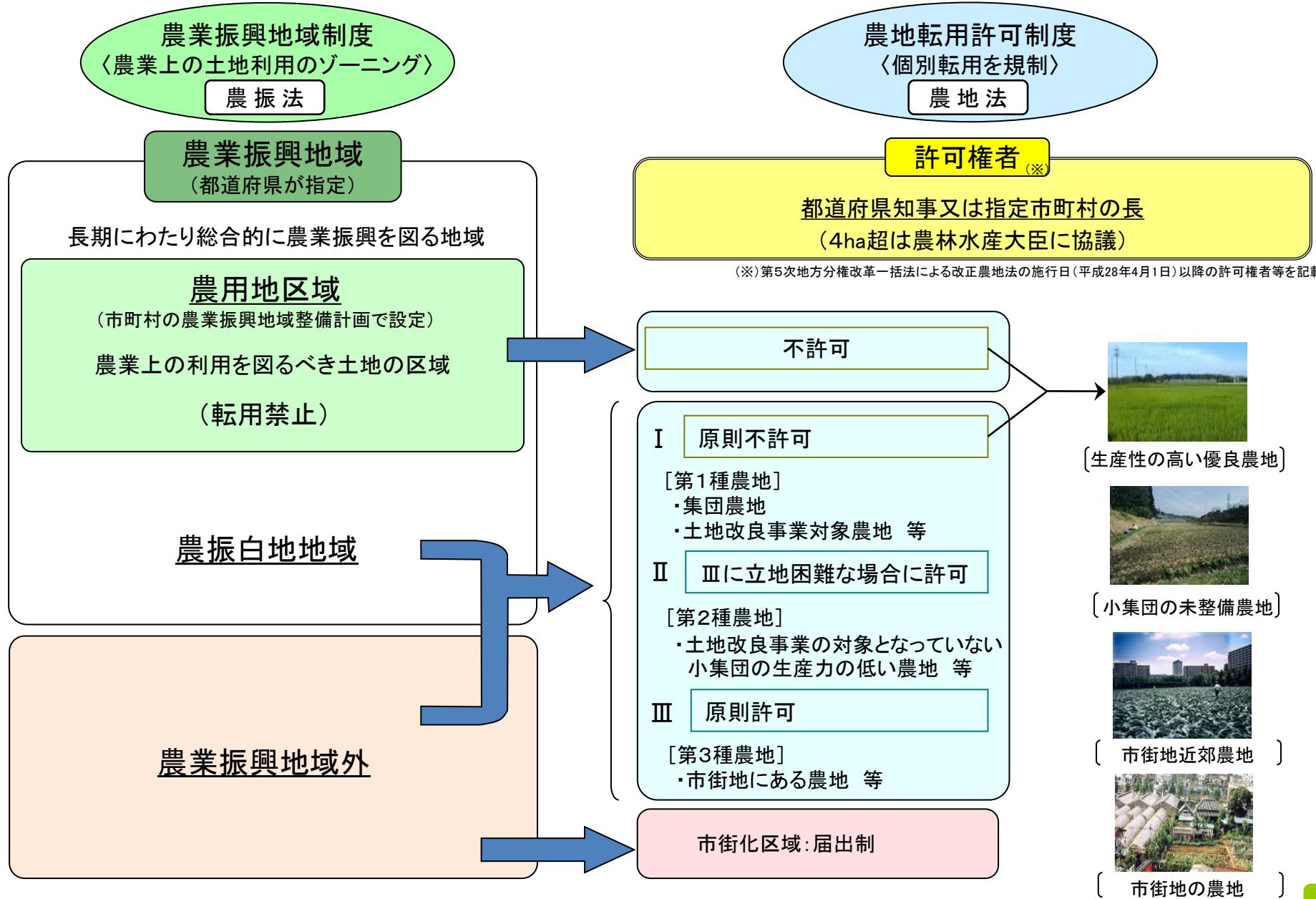
農業振興地域制度、農地転用許可制度等について

農林水産省

目 次

・ 農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要	P 1
・ 農業振興地域制度の概要 一農振法一	P 2
・ 農地転用許可制度の概要 一農地法一	P 3
・ 農地転用許可と農振法の開発許可の概要	P 4
・ 農地転用許可の状況（許可権者別（平成25年））	P 5
・ 農地転用許可の状況（都道府県別（平成25年））	P 6
・ 農地転用の状況（用途別）	P 7
・ 農地転用の状況（公共転用）	P 8
・ 農地転用許可権限等の移譲について（閣議決定）	P 9
・ 農地転用許可に係る権限移譲等について（概要）	P 10
・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による農地法の改正	P 11
・ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による農振法の改正	P 12
・ 農地転用許可権限等に関する地方団体の申し合わせ	P 13
・ 地方自治法に基づく事務処理特例制度の活用状況	P 14
・ 地方自治法に基づく事務処理特例制度の活用状況（都道府県別）	P 15
・ 農地転用許可事務実態調査について	P 16
・ 道路運送法	P 17

農業振興地域制度と農地転用許可制度の概要



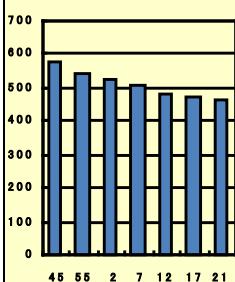
農業振興地域制度の概要 ー農振法ー

目的:農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。

課題

日本の農地面積は、宅地等への転用や耕作放棄等により年々減少。食料供給力の低下が懸念。

農地面積の推移



農地は農業生産の最も基礎的な資源。

優良農地を良好な状態で確保することが重要。



効果

優良農地の確保・農業の振興

農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域として指定した地域
(市町村が農振整備計画を作成)

農用地区域

市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地として設定した区域
【転用原則禁止】

設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
 - ア 集団的農用地(10ha以上)
 - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
 - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
 - エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
 - オ その他農業振興を図るために必要な土地

計画達成措置

- 生産基盤整備等農業施策の集中的実施
- 農地集団化等の交換分合
- 施設の適切配置等の協定
- 開発行為規制
- 税制優遇措置等

除外要件

~農地転用のための農用地区域からの除外~

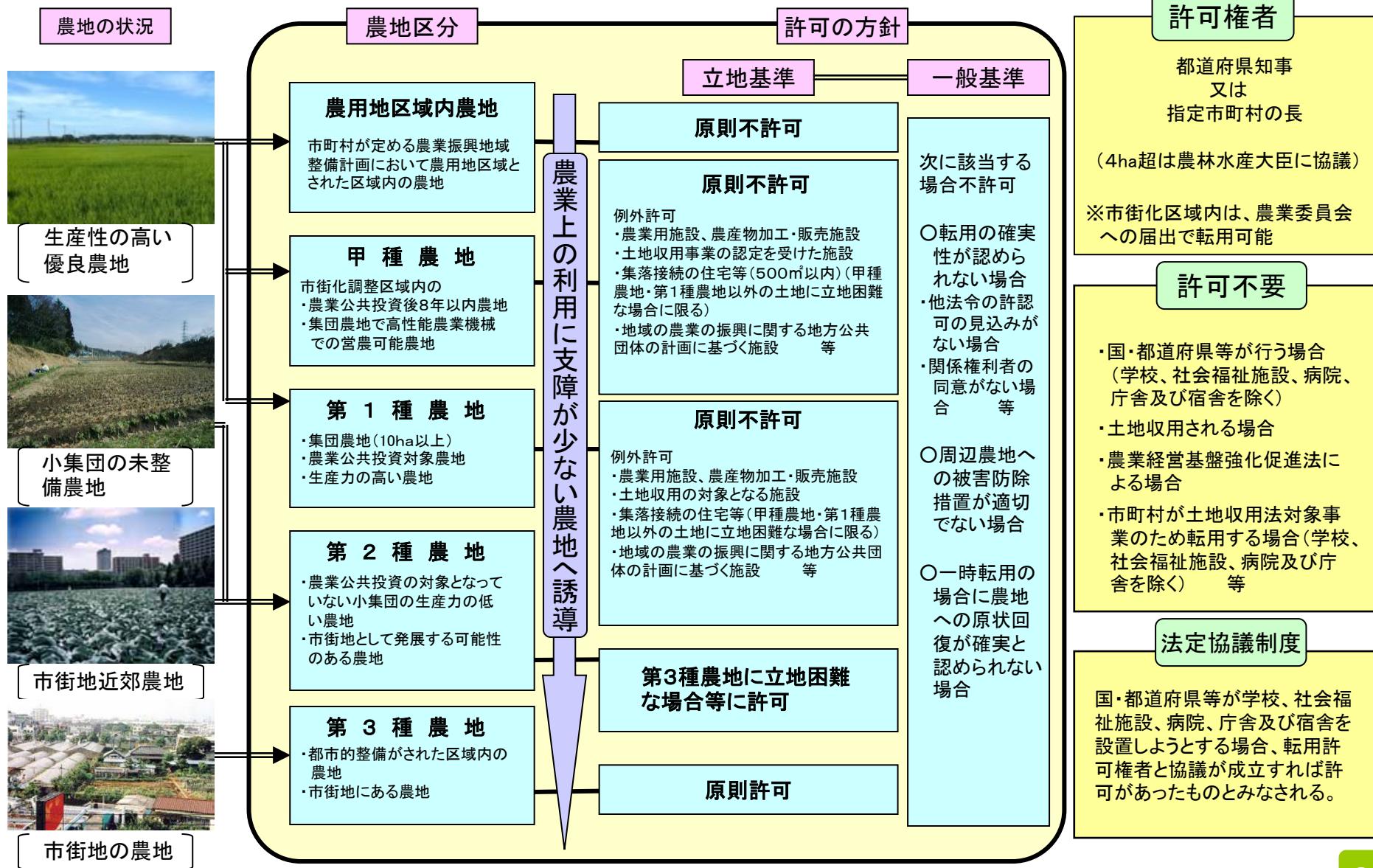
- 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
- 上記以外の場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能。
 - ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
 - イ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
 - ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
 - エ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
 - オ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

農地法による転用許可制度

- ・ 農業生産に支障の少ない農地から順次転用されるよう誘導
- ・ 転用目的実現性を審査し、投機的な農地取得を防止

農地転用許可制度の概要 一農地法一

農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的、資産保有目的での農地の取得は認めないこととしている。



農地転用許可と農振法の開発許可の概要

	農地法による農地転用許可	農振法による開発許可
主な対象	農地	農用地区域内の森林、雑種地等 (開発して農地とする予定の土地)
許可基準	<p>(1) 立地基準(農地法第4条第2項第1号・第2号、第5条第2項第1号・第2号)</p> <p>① 農用地区域内農地や集団的に存在する農地等の良好な営農条件を備えている農地は、原則不許可。</p> <p>② 市街地の区域内等の農地は、原則許可。</p> <p>③ ①、②以外の農地は、他に代替する土地がない場合は、原則許可。</p> <p>(2) 一般基準(農地法第4条第2項第3号・第4号、第5条第2項第3号・第4号)</p> <p>① 申請に係る用途に供することが確実と認められない場合は、不許可。</p> <p>② 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合は、不許可。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次に該当する場合は不許可(農振法第15条の2第4項)。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあること。 (2) 周辺の農用地等において耕作又は養畜の業務に著しい支障を及ぼす災害を発生させるおそれがあること。 (3) 周辺の農用地等に係る農業用排水施設の有する機能に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
件数	75,130件(平成25年)	125件(平成25年)

農地転用許可の状況（許可権者別（平成25年））

転用面積	許可権者	許可実績	
		件数	面積
4ha超	農林水産大臣	29 件 (0.04 %)	179 ha (2.6 %)
4ha以下	都道府県知事	75,101 件 (99.9 %)	6,615 ha (97.4 %)
2ha超 4ha以下	都道府県知事 〔農林水産大臣に協議〕	92 件 (0.1 %)	251 ha (3.7 %)
	都道府県知事	75,009 件 (99.8 %)	6,364 ha (93.7 %)
合 計		75,130 件	6,794 ha

資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」

農林水産省農村振興局農村計画課調べ

農地転用許可の状況（都道府県別（平成25年））

単位：件、ha

区分 都道府県名	知事許可		うち大臣協議 (2ha超4ha以下)		大臣許可 (4ha超)	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
北海道	1,013	418	14	42	2	45
青森	680	86	4	15	-	-
岩手	2,175	202	1	3	1	7
宮城	2,409	251	3	8	2	12
秋田	634	76			-	-
山形	806	85	2	5	-	-
福島	1,903	177			-	-
茨城	3,478	326	1	3	-	-
栃木	1,641	189	4	12	1	11
群馬	4,131	348	5	18	1	5
埼玉	3,819	312	1	3	-	-
千葉	2,535	229	2	7	-	-
東京	60	4			-	-
神奈川	578	53			-	-
山梨	1,814	109			1	4
長野	3,511	228			-	-
静岡	3,309	189	1	3	-	-
新潟	1,800	173			2	3
富山	852	112	2	3	1	11
石川	695	50	3	7	4	11
福井	658	57	4	6	2	2
岐阜	2,876	195	6	11	1	7
愛知	3,299	224	2	7	-	-
三重	1,939	167	2	5	3	19

区分 都道府県名	知事許可		うち大臣協議 (2ha超4ha以下)		大臣許可 (4ha超)	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
滋賀	936	53			-	-
京都	269	23	1	3	1	6
大阪	335	34	1	3	-	-
兵庫	1,387	92	1	3	-	-
奈良	323	28	1	0	-	-
和歌山	889	59	1	3	1	0.3
鳥取	376	28			-	-
島根	1,113	64	1	3	-	-
岡山	2,229	110			2	9
広島	1,303	78			-	-
山口	1,046	90	1	2	-	-
徳島	807	58	2	6	-	-
香川	2,068	162			-	-
愛媛	1,262	95			-	-
高知	428	28	2	3	-	-
福岡	1,653	185	2	6	1	8
佐賀	1,126	115			-	-
長崎	873	60			1	10
熊本	2,222	219	6	17	-	-
大分	1,269	132			-	-
宮崎	1,972	225	2	6	-	-
鹿児島	2,763	309	12	34	2	12
沖縄	1,837	111	2	5	-	-
全国	75,101	6,615	92	251	29	179

資料：・農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査」
 ・農林水産省農村振興局農村計画課調べ

農地転用の状況（用途別）

	総面積	住宅用地	工・鉱業用地	学校用地	公園、運動場用地	道水路、鉄道用地	商業、サービス等用地	その他の業務用地	植林、その他
20年	15,846	4,546	1,348	56	117	1,327	1,113	4,103	3,236
21年	13,692	3,708	1,172	63	109	1,360	870	3,289	3,121
22年	12,288	3,794	1,190	80	88	841	808	3,330	2,157
23年	11,293	3,864	1,002	80	98	842	764	2,820	1,823
24年	11,999	4,161	1,065	93	86	838	940	3,129	1,688
25年	13,817	4,537	1,001	65	100	1,032	1,022	4,208	1,853

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」(21年まで) 「農地の権利移動・借賃等調査」(22年から)

- 注：1. 農地法4、5条の許可面積、届出面積のほかに農地法の許可、届出を要しない転用面積（国、地方公共団体等が行う転用）を含む。
 2. 「その他の業務用地」には農林漁業用施設、駐車場・資材置場・再生可能エネルギー発電設備等及び基盤強化法による農業施設用地のための転用を含む。

農地転用の状況（公共転用）

(単位 : ha)

年	①総転用面積	②公共転用面積					割合 ①／②
		道水路・ 鉄道用地	公園・運動場用地	学校用地	官公・病院 等公的施設 用地		
21年	13,692	1,684	1,360	109	63	153	12.3%
22年	12,288	1,170	841	88	80	161	9.5%
23年	11,293	1,224	842	98	80	205	10.8%
24年	11,999	1,185	838	86	93	167	9.9%
25年	13,817	1,421	1,032	100	65	223	10.3%

資料：農林水産省「土地管理情報収集分析調査」（平成21年まで）、「農地の権利移動・借賃等調査」（平成22年以降）

農地転用許可権限等の移譲について(閣議決定)

○ 平成26年の方針からの提案等に関する対応方針（平成27年1月30日閣議決定）（抜粋）

4 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

【農林水産省】

（4）農地法（昭27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（昭44法58）

農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。

（ii）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について

事務の区分、個別法に規定する国の関与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。

- ・ 2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法附則2項）については、廃止する。
- ・ 4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。
- ・ 農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農用地区域内における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。
- ・ 都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。
- ・ 上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。

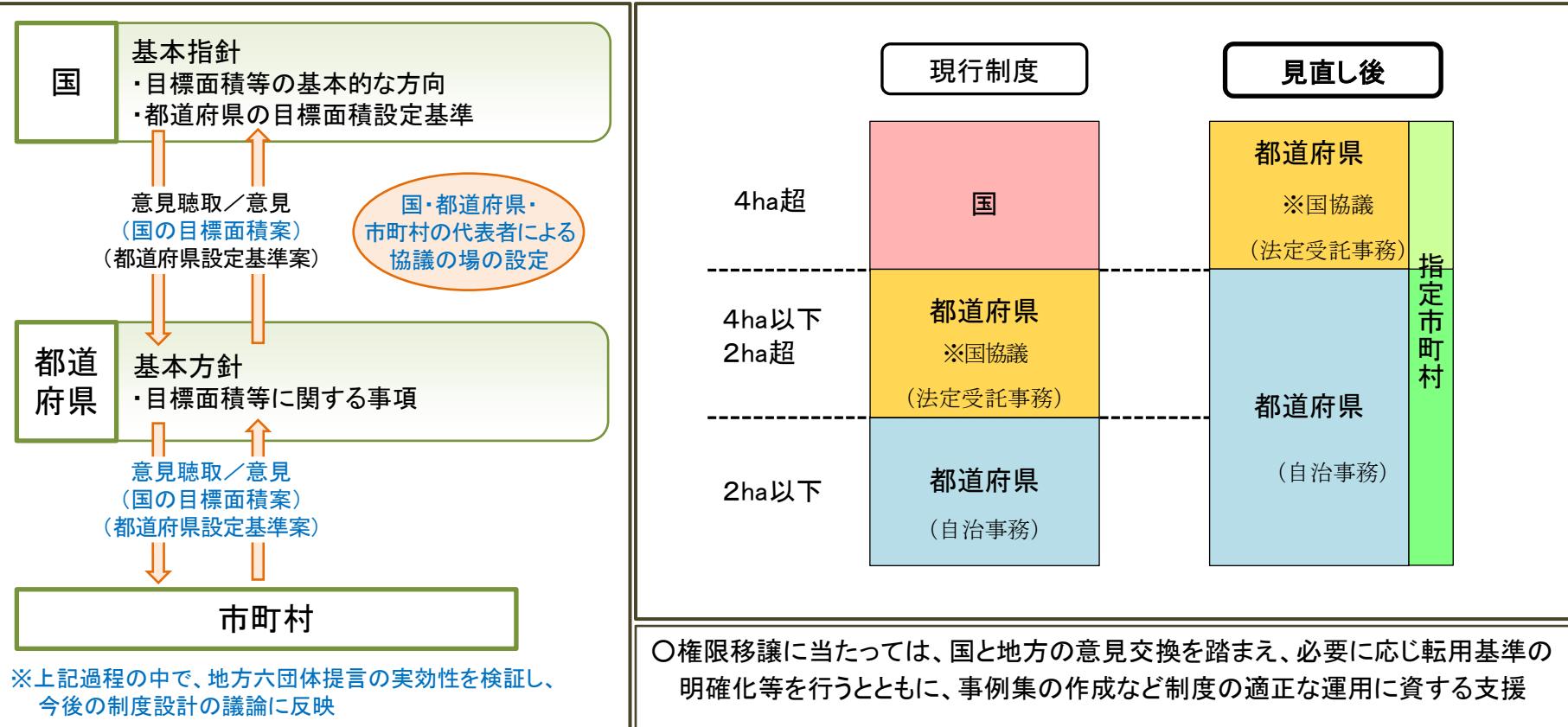
農地転用許可に係る権限移譲等について(概要)

農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映（市町村の参画）
→市町村の意見聴取手続きの創設
地方六団体提言の検証 など
 - ・国と地方の十分な議論を担保
→国・都道府県・市町村の協議の場を設定 など

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲等
 - ・2～4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県（下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村）に移譲
 - ・農地転用許可制度を適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしている大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲



[青字は、今回の見直し内容を記載]

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律による農地法の改正

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

現行	改正後
<p>（農地の転用の制限）</p> <p>第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第二百二十九号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従って農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第五項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>（農地の転用の制限）</p> <p>第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p>
<p>（違反転用に対する処分）</p> <p>第五十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条若しくは第五条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p>	<p>（違反転用に対する処分）</p> <p>第五十一条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、第四条若しくは第五条の規定によってした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。</p>

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律による農振法の改正

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

現行	改正後
<p>（農用地区域内における開発行為の制限）</p> <p>第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p>	<p>（農用地区域内における開発行為の制限）</p> <p>第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあっては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。</p>
<p>（監督処分）</p> <p>第十五条の三 都道府県知事は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p>	<p>（監督処分）</p> <p>第十五条の三 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。</p>

農地転用許可権限等に関する地方団体の申し合わせ

【全国市長会（平成27年4月8日）】

○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）の趣旨を踏まえた事務の実施について

1 農地転用許可権限等（ミクロ管理）

- (1) 今回の権限移譲は、農用地区域からの除外、農地転用許可の法令の基準を守ることを前提としたものであり、もとより規制緩和を行うためのものではない。このことを十分に踏まえ、農用地区域からの除外、農地転用許可に当たっては、法令の明確な基準に従い適正な運用を行うこととする。
- (2) 移譲された権限を適切に活用して、転用事務手続の迅速化を図り、機動的な対応を行うようとする。これにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを進める。
- (3) 地方六団体提言の趣旨を踏まえて、今後、政府において定められる要件に該当する団体においては、「指定市町村」の指定に向けて取り組むこととする。特に、農地転用許可事務を地方自治法に基づく事務処理特例によって既に都道府県から移譲されている場合、「指定市町村」としての指定に向けた検討を進める。

【全国町村会（平成27年4月17日）】

○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）の趣旨を踏まえた事務の実施について（申し合わせ）

2 農地転用許可権限等について

- (1) 今回の権限移譲は、現行法令の規制緩和を行うものではないことから、農用地区域からの除外、農地転用許可に当たっては、法令の基準に従うとともに、必要に応じ国と地方との意見交換等により、適切な運用を図る。
- (2) 移譲された権限の執行に当たっては、転用事務手続の迅速化を図り、地域の実情に応じたまちづくりを進めるとともに、真に守るべき農地を確保する。
- (3) 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）において大臣が指定する市町村の要件は「農地転用許可制度等の基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなど」とされているが、町村は、このことに十分留意し、都道府県とも協議しつつ、「指定市町村」としての指定を目指す。

【全国知事会（平成27年4月21日）】

○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）の趣旨を踏まえた事務の実施について（申し合わせ）

1 農地転用許可権限等（ミクロ管理）

- 今回の農地転用許可権限の移譲に当たっては、法令に違反した事務処理の懸念が指摘されているところであり、農用地区域からの除外、農地転用許可に当たっては、法令の基準に従った適正な運用を徹底する。疑義がある場合は、国が作成することとされている事例集やブロック単位で設けられている国と地方の間の定期的な意見交換の場等を適切に活用するほか、都道府県間でも情報交換に努める。
- 移譲された権限を適切に執行して、転用事務手続の迅速化を図り、機動的な対応を行う。これにより、真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりを進める。
- 全国市長会、全国町村会では、「指定市町村」の指定要件に該当する市町村においては「指定市町村」としての指定に向けて取り組むこと等を確認しているが、これら市町村を適切に支援していく。

地方自治法に基づく事務処理特例制度の活用状況

地方自治法に基づく 事務処理特例制度の概要

- 1 地域の主体的な判断に基づき、各市町村の規模・能力など、地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度（平成11年地方分権一括法により制度化）。
- 2 都道府県は市町村と協議して、条例に具体的な法令の条項を示し、知事の権限とされている事務のうち市町村が処理する事務と対象市町村を定め移譲。

法律上は市町村の同意は求めていないが、実際には同意を得て移譲している。
- 3 市町村が都道府県に対し、権限の一部を移譲するよう要請することが可能。

事務処理特例制度の活用状況 (農地転用許可事務関係)

- ・39道府県が権限移譲

（平成27年4月1日現在）

	市町村	割合
全市町村数	1,718	100%
権限移譲を受けてい る市町村数	507	30%
うち農業委員会へ 事務を再委任してい る市町村数	453	89%

資料：農林水産省農村振興局農村計画課調べ

地方自治法に基づく事務処理特例制度の活用状況(都道府県別)

道府県名	全市町村数			権限移譲市町村数			権限移譲市町村割合					
	政令市	その他市	町村	計	政令市	その他市	町村	計	政令市	その他市	町村	計
北海道	1	34	144	179	0	18	112	130	0%	53%	78%	73%
青森	0	10	30	40	0	2	4	6		20%	13%	15%
岩手	0	14	19	33	0	4	0	4		29%	0%	12%
宮城	1	12	22	35	1	1	2	4	100%	8%	9%	11%
秋田	0	13	12	25	0	8	8	16		62%	67%	64%
山形	0	13	22	35	0	6	0	6		46%	0%	17%
福島	0	13	46	59	0	3	1	4		23%	2%	7%
茨城	0	32	12	44	0	25	1	26		78%	8%	59%
栃木	0	14	11	25	0	14	1	15		100%	9%	60%
群馬	0	12	23	35	0	12	1	13		100%	4%	37%
埼玉	1	39	23	63	1	1	0	2	100%	3%	0%	3%
千葉	1	36	17	54	1	2	0	3	100%	6%	0%	6%
東京	0	26	13	39	0	0	0	0		0%	0%	0%
神奈川	3	16	14	33	1	1	0	2	33%	6%	0%	6%
山梨	0	13	14	27	0	1	0	1		8%	0%	4%
長野	0	19	58	77	0	2	5	7		11%	9%	9%
静岡	2	21	12	35	2	14	2	18	100%	67%	17%	51%
新潟	1	19	10	30	1	12	7	20	100%	63%	70%	67%
富山	0	10	5	15	0	0	0	0		0%	0%	0%
石川	0	11	8	19	0	0	0	0		0%	0%	0%
福井	0	9	8	17	0	2	2	4		22%	25%	24%
岐阜	0	21	21	42	0	7	5	12		33%	24%	29%
愛知	1	37	16	54	1	1	0	2	100%	3%	0%	4%
三重	0	14	15	29	0	10	9	19		71%	60%	66%

道府県名	全市町村数			権限移譲市町村数			権限移譲市町村割合					
	政令市	その他市	町村	計	政令市	その他市	町村	計	政令市	その他市	町村	計
滋賀	0	13	6	19	0	13	5	18		100%	83%	95%
京都	1	14	11	26	0	0	0	0	0	0%	0%	0%
大阪	2	31	10	43	2	17	6	25	100%	55%	60%	58%
兵庫	1	28	12	41	0	0	0	0	0	0%	0%	0%
奈良	0	12	27	39	0	0	0	0	0	0%	0%	0%
和歌山	0	9	21	30	0	0	21	21		0%	100%	70%
鳥取	0	4	15	19	0	1	1	2		25%	7%	11%
島根	0	8	11	19	0	4	8	12		50%	73%	63%
岡山	1	14	12	27	1	14	12	27	100%	100%	100%	100%
広島	1	13	9	23	1	13	9	23	100%	100%	100%	100%
山口	0	13	6	19	0	9	2	11		69%	33%	58%
徳島	0	8	16	24	0	5	4	9		63%	25%	38%
香川	0	8	9	17	0	1	0	1		13%	0%	6%
愛媛	0	11	9	20	0	0	0	0		0%	0%	0%
高知	0	11	23	34	0	0	2	2		0%	9%	6%
福岡	2	26	32	60	0	0	0	0	0	0%	0%	0%
佐賀	0	10	10	20	0	1	0	1		10%	0%	5%
長崎	0	13	8	21	0	1	0	1		8%	0%	5%
熊本	1	13	31	45	1	4	0	5	100%	31%	0%	11%
大分	0	14	4	18	0	5	2	7		36%	50%	39%
宮崎	0	9	17	26	0	1	0	1		11%	0%	4%
鹿児島	0	19	24	43	0	11	9	20		58%	38%	47%
沖縄	0	11	30	41	0	1	6	7		9%	20%	17%
全国	20	770	928	1,718	13	247	247	507	65%	32%	27%	30%

農地転用許可事務実態調査について

1 調査の概要

本調査は、国が毎年、都道府県知事等が行う農地転用許可事務の実態を調査し、調査結果を取りまとめて公表するとともに、事務の改善が必要と認められる事案（要改善事案）がみられた場合には、都道府県知事等が将来講すべき措置の内容を検討し、必要に応じて、その内容を示して是正のための助言・勧告を行うこととしている。

(1) 調査対象

前年に都道府県知事等が行った農地転用許可事務（2ha以下）のうち、1都道府県当たり概ね50件を抽出。
※ 平成23年度及び平成24年度調査については、岩手県、宮城県及び福島県は対象外。

(2) 調査方法

地方農政局等の担当者が都道府県等に出向き、農地転用許可に係る審査書類を確認。

2 調査結果

（単位：件）

調査時期 ・ 許可の主体	調査対象 事 案	要改善 事 案	立地基準 関 係	一般基準 関 係	その他の 事 案
平成22年度 (21年許可事案)	2,350 (100%)	290 (12.3%)	259 (11.0%)	5 (0.2%)	52 (2.2%)
都道府県	1,752 (100%)	212 (12.1%)	184 (10.5%)	5 (0.2%)	48 (2.7%)
市 町 村	598 (100%)	78 (13.0%)	75 (12.5%)	0 (0.0%)	4 (0.7%)
平成23年度 (22年許可事案)	2,200 (100%)	311 (14.1%)	237 (10.8%)	36 (1.6%)	61 (2.7%)
都道府県	1,100 (100%)	153 (13.9%)	114 (10.4%)	14 (1.3%)	40 (3.6%)
市 町 村	1,100 (100%)	158 (14.3%)	123 (11.2%)	22 (2.0%)	21 (1.9%)
平成24年度 (23年許可事案)	2,177 (100%)	343 (15.8%)	283 (13.0%)	18 (0.8%)	68 (3.1%)
都道府県	1,480 (100%)	222 (15.0%)	178 (12.0%)	6 (0.4%)	53 (3.6%)
市 町 村	697 (100%)	121 (17.3%)	105 (15.1%)	12 (1.7%)	15 (2.1%)

道路運送法

道路運送法 (昭和二十六年法律第二百八十三号)	道路運送法施行令 (昭和二十六年政令第二百五十号)
<p>第六章 雜則</p> <p>(都道府県等の処理する事務等)</p> <p><u>第八十八条 第四章（第六十一条、第七十条第三号（使用料金の変更に係る部分に限る。）及び第七十五条を除く。以下この項において同じ。）、前章及び第九十四条に規定する国土交通大臣の権限に属する事務は、第四章に規定する権限に属する事務にあっては政令で定めるところにより都道府県知事が、前章及び同条に規定する権限に属する事務にあっては政令で定めるところにより都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。第九十条第一項及び第二項において同じ。）が、それぞれその一部を行うこととすることができる。</u></p>	<p>（自家用自動車の使用に関し都道府県等の処理する事務等）</p> <p><u>第四条 法第五章に規定する国土交通大臣の権限に属する事務であって、主として指定都道府県（自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する都道府県をいう。）又は指定市町村（自家用有償旅客運送に係る輸送の安全及び旅客の利便の確保に関する事務が適切に実施されるものとして国土交通大臣が指定する市町村をいう。）の区域（指定都道府県の区域にあっては、当該区域内に指定市町村の区域がある場合においては、当該指定市町村の区域以外の区域に限るものとする。）内において行われる自家用有償旅客運送に係るものは、当該指定都道府県又は指定市町村（以下「指定都道府県等」という。）の長が行うこととする。</u></p> <p>2 国土交通大臣は、前項の規定による指定都道府県等の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による指定都道府県等の指定があつた場合においては、その指定の際現に効力を有する国土交通大臣が行った登等の処分その他の行為又は現に国土交通大臣に対して行っている登録等の申請で、当該指定の日以後同項の規定により当該指定都道府県等の長が行うこととなる事務に係るものは、当該指定の日以後においては、当該指定都道府県等の長の行つた登録等の処分その他の行為又は当該指定都道府県等の長に対して行つた登録等の申請とみなす。</p> <p>4 国土交通大臣は、指定都道府県等について第一項の規定による指定の事由がなくなったと認めるとときは、当該指定を取り消すものとする。</p> <p>5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第三項中「国土交通大臣」とあるのは「指定都道府県等の長」と、「当該指定都道府県等の長」とあるのは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>6 法第五章に規定する国土交通大臣の権限は、地方運輸局長に委任する。</p> <p>7 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、運輸監理部長又は運輸支局長に委任する。</p>